

南あわじ市 都市計画マスタープラン



平成23年3月



あいさつ

自然と産業が調和した住み続けたい都市づくり



平成17年1月11日に緑町、西淡町、三原町及び南淡町の合併により誕生した本市は、自然豊かなふるさと資源を活かした『食』がはぐくむふれあい共生の都市（まち）を市の目指すべき都市像とし、新たなまちづくりを進めてまいりました。

また、平成22年3月30日には、本市を一体の都市として整備、開発及び保全するため、それまでの緑、西淡及び南淡都市計画区域、並びに本市の中心部である三原地域及び緑地域の一部を含めた区域を再編し、灘・沼島地域を除く本市全域が南あわじ都市計画区域として指定されました。

このような背景の下、本市の目指す魅力的な都市づくりを展開すべく、住民の理解と参加のもとでまちづくりを進めるため、本市の都市計画に関する基本的な方針となる南あわじ市都市計画マスタープランを策定しました。

このマスタープランでは、「自然と産業が調和した住み続けたい都市づくり」をテーマに本市の将来都市構造や土地利用の方針、道路・交通や防災など分野別の都市整備の方針を定めております。

都市行政は、都市の将来に向けた重要な施策の一つであるため、策定にあたりましては、上位計画である「南あわじ市総合計画」、「南あわじ都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」などの内容を踏まえ、また、市民アンケート調査や各種団体へのヒアリング調査などを実施してまいりました。

今後は、「自然と産業が調和した住み続けたい都市づくり」を目指し、さらに魅力あるまちづくりに取り組んでまいりますので、市民の皆様におかれましては、より一層のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

最後に、この計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました市民の皆様をはじめ、慎重な審議を賜りました南あわじ市都市計画審議会委員の皆様には厚くお礼申し上げます。

平成23年3月 南あわじ市長

中田 隼久

目 次

第1章 都市計画マスタープランについて	3
1. 都市計画マスタープランの位置づけ	3
1) 策定の背景	3
2) 策定の目的	3
3) 役割	4
4) 各種計画との関連	5
2. 計画の対象と構成	6
1) 計画の対象	6
2) 目標年次	6
3) 策定の流れと構成	7
第2章 南あわじ市の現況と課題	11
1. 都市の現況	11
1) 自然的条件	11
2) 歴史・文化的条件	13
3) 社会・経済的条件	15
4) 都市の現況特性の整理	40
2. 上位・関連計画の整理	42
1) 県の上位計画	42
2) 市の上位計画	45
3) 関連計画	47
3. 市民等の意向	54
1) まちづくりアンケート調査	54
2) ヒアリング調査	58
4. 都市づくりの主要課題	62
1) 社会・経済動向及び広域都市圏の中で求められる役割	62
2) 南あわじ市における都市づくりの課題	65
第3章 将来の都市像	69
1. 都市づくりのテーマと基本目標	69
1) 都市づくりのテーマ	69
2) 都市づくりの基本目標	70
2. 将来フレーム	71
1) 人口フレーム	71
2) 産業フレーム	72
3. 将来都市構造	74
1) 将来都市構造の考え方	74
2) 目指すべき将来都市構造	75

第4章 全体構想	81
1. 土地利用の方針	81
1) 土地利用に関する基本的な方針	81
2) 土地利用の配置と方針	81
2. 都市施設整備の方針	84
1) 交通施設の整備方針	84
2) 公園・緑地の整備方針	87
3) 下水道及び河川・港湾等の整備方針	89
4) その他都市施設の整備方針	91
3. 市街地整備の方針	92
4. 都市環境形成・自然環境保全の方針	93
1) 都市環境形成の方針	93
2) 自然環境保全の方針	94
3) 都市環境・自然環境のネットワークの方針	95
5. 景観形成の方針	97
1) 都市景観形成の方針	97
2) 自然景観保全の方針	98
6. 安全・安心のまちづくり方針	99
第5章 地域別構想	105
1. 地域区分	105
1) 地域区分の考え方	105
2. 地域別の方針	107
1) 緑地域のまちづくりの方針	107
2) 西淡地域のまちづくりの方針	115
3) 三原地域のまちづくりの方針	124
4) 南淡地域のまちづくりの方針	132
5) 灘・沼島地域のまちづくりの方針	141
第6章 実現化方策	151
1. 都市づくりの進め方	151
1) 都市づくりの推進と取り組み方	151
2) マスタープランの見直し	152
資料編	155
1. 南あわじ市都市計画マスタープラン策定の経緯	155
2. 南あわじ市都市計画審議会諮問・答申書	156
1) 諮問書	156
2) 答申書	157
3. 南あわじ市都市計画審議会条例	158
4. 南あわじ市都市計画審議会委員	160
5. 南あわじ市国土利用計画及び都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱	161
6. 南あわじ市国土利用計画及び都市計画マスタープラン策定委員会委員	163
7. 南あわじ市国土利用計画及び都市計画マスタープラン策定委員会 検討作業部会委員	164
8. 用語の解説	165

第1章 都市計画マスタープランについて

第1章 都市計画マスタープランについて

1. 都市計画マスタープランの位置づけ

1) 策定の背景

南あわじ市では、近年の社会経済情勢の大きな変化や、まちづくり3法（都市計画法、中心市街地活性化法及び大規模小売店舗立地法）の改正、さらに、平成17年の緑町、西淡町、三原町及び南淡町の4町の合併、平成22年の都市計画区域^{*}の再編など、南あわじ市の都市計画を取り巻く環境が大きく変化しました。

このような局面に対応し、本市の目指す魅力的な都市づくりを展開すべく、住民の理解と参加のもとで、まちづくりを進めることを目的に、新たな「南あわじ市都市計画マスタープラン」を策定するものです。

2) 策定の目的

南あわじ市都市計画マスタープランは、都市計画の観点から長期的な視点にたって、社会・経済情勢を踏まえるとともに、南あわじ市総合計画^{*}や南あわじ都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）^{*}など上位・関連計画との整合を図りながら、今後（おおむね20年）の都市計画に関する基本的な方針を定めるものです。

都市計画マスタープランの位置づけ

〔都市計画法第18条の2〕

（市町村の都市計画に関する基本的な方針）

第18条の2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

3) 役割

都市計画マスタープランは、都市計画に係る総合的な計画であり、以下のような役割を持っています。

◆まちづくりを進める指針

南あわじ市の概況や市民の意向、南あわじ市総合計画などの上位・関連計画により、まちづくりの主要課題を把握し、まちづくりの理念、将来目標及び将来都市像を示し、市民や行政、地域などが協働でまちづくりを行うための指針となります。

◆個々の都市計画における相互調整

将来の都市像に基づき、土地利用、道路網や公園・緑地、下水道などの施設整備、市街地整備や環境・景観の形成などのまちづくり事業、防災対策事業などについて、都市計画相互の調整を図ることができます。

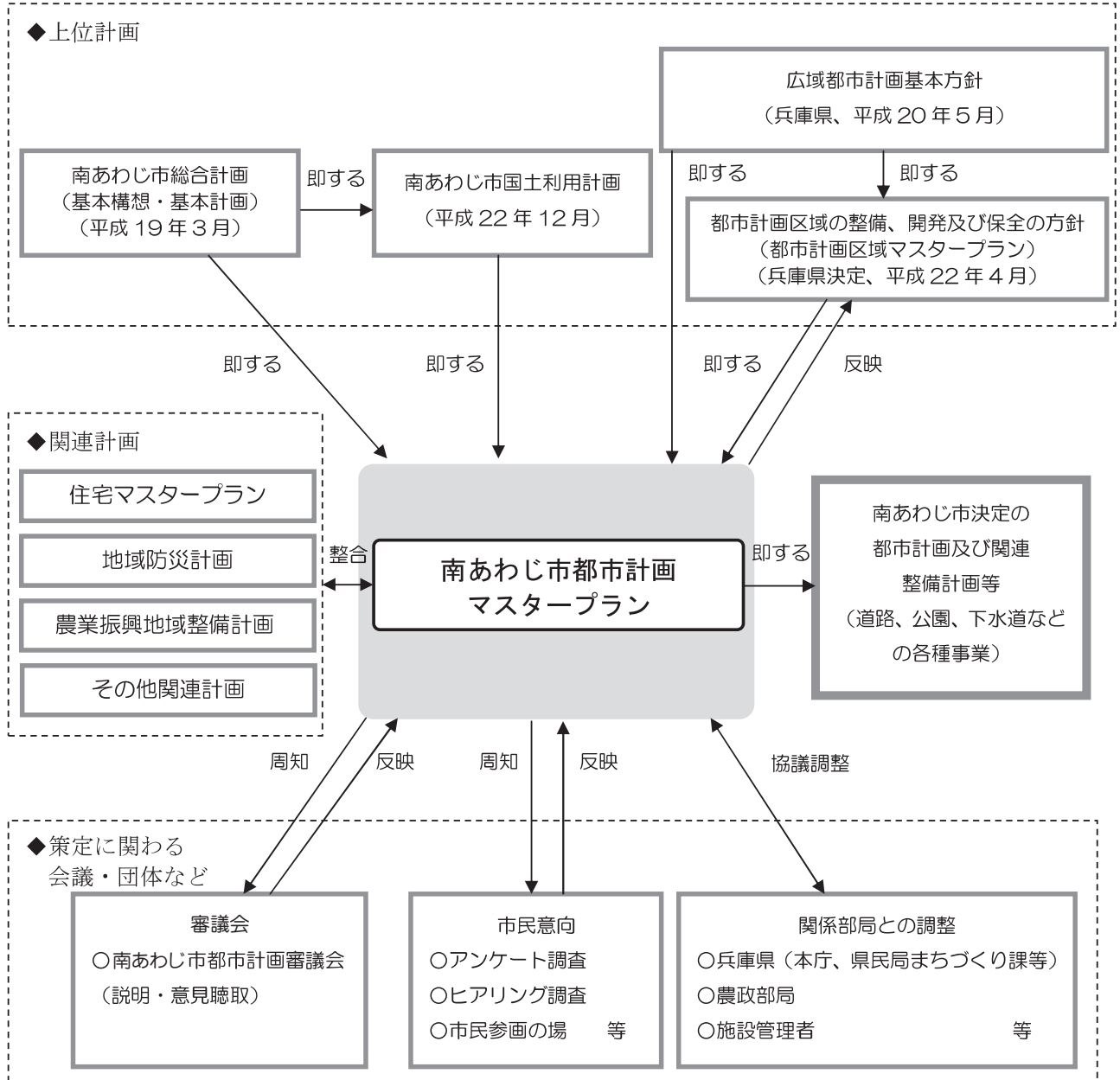
◆個々の土地利用規制や各種事業の都市計画決定・変更の指針

都市計画を進めていくには、南あわじ市都市計画マスタープランの将来目標及び将来都市像などの基本方針に即したものであることが必要であり、都市計画法をはじめ個々の土地利用規制や各種事業の都市計画決定・変更の指針となります。

4) 各種計画との関連

南あわじ市都市計画マスタープランは、「南あわじ市総合計画」、「南あわじ都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等の上位計画に即するとともに、南あわじ市に関連する各種計画と整合を図り策定します。

■各種計画との関連



2. 計画の対象と構成

1) 計画の対象

本来、都市計画マスタープランは、「都市計画区域」を対象としますが、市全域の土地利用方針などを定めることにより、総合的な都市づくりを進めることができることから、本計画は「南あわじ市全域」を対象とします。

2) 目標年次

県の上位計画である都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）においてはおおむね20年後の都市の姿を展望しつつ、目標年次を平成27年(2015年)としたおおむね今後10年間の都市計画の基本的方向を定めています。

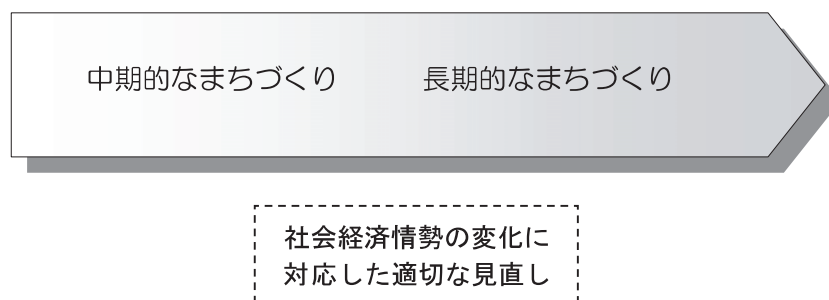
これを踏まえ、本計画においては、策定年次より平成23年を計画期間の始期年次とし、目標年次を10年後の平成32年、長期的な目標年次を20年後の平成42年とします。

なお、社会経済情勢の変化などにより、必要に応じて見直しを行っていくものとします。

平成 23 年
(2011 年)
(計画始期)

平成 32 年
(2020 年)
(目標年次)

平成 42 年
(2030 年)
(長期的な目標年次)



3) 策定の流れと構成

